

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和7年6月17日（火） 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 君嶋 寿男
委員 桑澤 直亨 委員 渡邊 勝巳
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 萩野谷智通 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 企画部長 加藤 裕一
政策企画課長 金田 尚樹 政策企画課長補佐 浜名 哲士
財政課長 照沼 克美 財政課長補佐 郡司 智弘
総務部長 玉川 一雄 総務課長 篠原 広明
総務課長補佐 川勾 貴弘 総務G長 和田 政男
職員G長 鈴木 薫 瓜連支所長 南波三千代
瓜連支所課長補佐 鈴木 正寿 税務課長 関 雄二
税務課長補佐 小泉 友哉
市民生活部長兼危機管理監 秋山 光広
環境課長 萩野谷 真 環境課長補佐 畠山 智光
消防長 寺門 薫 消防本部予防課長 仲田 康人
建設部長 高塚 佳一 土木課長 川崎 慶樹
土木課長補佐 吉村 勉

会議事件

- (1) 議案第36号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第37号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第40号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第41号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) その他

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 おはようございます。

今日も熱中症警戒アラートが出ているようで、非常に暑くなっております。茨城県と千葉県に熱中症警戒アラートが出ていると、先ほど萩谷委員がおっしゃっていましたので、急に暑くなったり寒くなったりするような時期でもありますので、体調には十分注意をして、我々も頑張っていきたいと思いますので、皆さんも体調には十分気をつけてお仕事をなさってください。

開会前に連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにするなど、配慮願います。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

先ほど小池委員長からもございましたけれども、今日は本当に1日暑くなっておりますので体調管理には十分気をつけていただきますようお願い申し上げます。また、今回から執行部のメンバーも新しい方が増えておりますので、答弁に際しましては明瞭に願います。

また本日、専決処分を含めて9件の案件がございますので、小池委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員長からお話しありましたように、熱中症警戒アラートが発令されております。十分皆様方ご注意くださいと思います。

本日提出しております議案は、条例関係が5本、専決処分、条例関係ですが2件、補正予算1件、その他1件の9件となります。慎重なご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

財政課より一括して説明願います。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号をご覧ください。

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、指定ごみ袋作成業務委託、期間、令和7年度から令和8年度まで、限度額3,250万7,000円。

5ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億6,402万円、2目民生費国庫補助金136万4,000円、6目教育費国庫補助金267万2,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金1億7,372万6,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入60万円。

6ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款議会費、1項議会費、1目議会費18万2,000円。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費16万5,000円、12目支所費88万円。

8ページをお願いいたします。

下段になります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費269万5,000円。

9ページをお願いいたします。

中段になります。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費60万円。

以上でございます。

なお、指定ごみ袋作成につきましては、この後、担当課より補足説明がございます。よろしくをお願いいたします。

環境課長 環境課から補正予算について補足説明をいたします。

ごみ指定袋の作成につきましては、例年12月定例会で次年度作成分の予算確保として債務負担行為を設定しております。また、年度内に不足が想定される場合については、9月補正予算に計上しておりました。今回の補正は、令和8年4月に始まるプラスチック製容器包装分別収集に合わせて、4月から可燃ごみ指定袋の変更を予定しており、年度内に各販売店舗に在庫を持たせる必要があることや住民に対し早めに周知することで現行ごみ袋の計画的な購入を促したいことなどから、6月補正予算に提出するものです。

また、令和8年度納品分についても、補正予算分と合わせて1本の契約により調達を考えていることから、次年度分の予算確保を行うため、今回併せて債務負担行為を設定、計上いたしました。

なお、ごみ指定袋の変更については、この後、6月26日開催の議会全員協議会において報告させていただくことになっております。

環境課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 すみません、今のごみ袋の件なんですけれども、内容についてはこれから、この次の全員協議会で説明するのに債務負担の予算を先に決しなきゃならないんですよね、委員会のほうで。中身分からなくてどうなんだろうというのが疑問なんですけれども。

要は、全員協議会できちんと説明しますよという報告にもかかわらず、予算のほうだけ先に決めてくれというのはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですが、この辺はどのようにお考えなんでしょう。

環境課長補佐 今回計上させていただいておりますごみ袋の作成委託料金につきましては、例年、先ほど課長からも説明ありましたように、12月に債務負担行為、不足分については9月の補正という形で計上させていただいていましたが、今回につきましては早めの市民の皆さんへの周知、変更に伴うことの周知、それから小売店への年度内の流通、そういったような諸条件がございますので、3か月早い今回の6月の定例会に計上させていただいたというところにはなります。

また、全員協議会における説明につきましても、変更のことについて申し上げるというところにはなりますが、ごみ袋の製造委託契約の原資たる予算について審議を先にさせていただければというところの考えによるものです。

以上です。

渡邊委員 じゃ今回、ごみ袋は今までと全く同じよう……、どうなるか分からないですけども、同じようなものであって、金額のほうも変わらず進めていくから、債務負担を先に行わせてくださいねというということによろしいんですか。

環境課長 今回予定しております可燃ごみの指定袋の変更でございますが、今のところ現時点で考えている部分といたしましては、価格の変更、色・デザインの変更及び新たな容量の作成等を考えてございます。実際にこれらの袋を新たに変えるに当たっては、作成の費用といたしましては今までどおり、価格的には同等の作成委託費でできるというふうに読んでございますので、そういう部分については従来の、デザインは変わりますが、ルーティーンの一貫というふうにとったという次第でございます。

以上でございます。

渡邊委員 私が言っているのは、その中身が変わる可能性があるものに対して、予算を先に決めてくださいというのはいかがなものかなという話をしているんですよ。3か月前倒しにしたいからというのは、先ほどの執行部側の話は分かると思うんですけども。ただ、その内容が変わってくる、それは議員に知らせてない、これから全員協議会で話しますよ。予算を今までと同じだから決めてくださいといったって、本当に同じかどうか分からないんですよ。違いますか。中身が分からない、どういうふうにするかも分からない、袋は変わる、料金の話もちよっとありましたし。何かその辺が分からない中で、じゃお金を決めちゃったので、あとはよろしいですかというのはなかなか難しいと私は思うんですよ。本来であれば、きちんと事前に説明をした上で、こうなりましたから、じゃ予算のほうをお願いしますというのが流れじゃないかと思うんですよ。にもかかわらず今回、予算だけは先に決めてくださいよ。でも、中身の説明はこの次の全協でやりますよ。順番逆じゃないですかと思いますので、これについてすみません。

市民生活部長 大変申し訳ありません。今、渡邊委員が言った問題につきまして、先に、事前に説明をできる状況であれば、本来このようなご質問にならなかったのかなと私のほうでも考えております。ただ、これにつきましては、あくまで私どものほうが今まで作っていた袋の委託というような形で考えていましたので、内容についての詳細をご説明して前に進むというような形で、私らの執行部の考えで今回このようになってしまったことをまず一つおわび申し上げます。

ただ、今、担当課長のほうからのご説明ありましたが、袋を作るものについての考えそのものというのは、委託そのものについては今まで同様、変更点がない。ただ、デザイン、袋の価格、また袋の容量、そういうものについて市で新たな取組として、こういうふうに変わりますということが後になってしまったことを大変申し訳なく思っております。予算が先というのは、あくまでも私どもの考えではありますが、先行して予算確定することによって、袋の在庫を抱えられると。それについて、袋の内容のモデルや色、デザイン、価格についてのご理解を求めたほうがいいというような考えで進めてしまったことについて、私どものほうは先行して、どうしても袋の在庫を来年度から抱えたいというような形で考えていました。

那珂市の場合には、来年度の袋を次年度の補正予算で対応していたのが今までの現状であって、ほかの市町村については、年度当初の予算で計上しながら、その年に袋を作っているという市町村もありました。ただ、それだと在庫不足になることも考えられるので、那珂市の場合には次年度分を先行して補正でやっていたというような形の中から、私らも、今回申し訳ありませんが、先行して補正予算のほうを上げさせてもらったという形になっております。

以上です。

渡邊委員 分かりました。

本来からすれば、この次の全員協議会じゃなくて、前回の全員協議会で話をするべきですよ。なぜそれができなかったのかというのを問い詰めたところで、今さらの話でしょうけれども。執行の仕方が本来おかしいのかなと、すみません、私が言うべきじゃないのかもしれないですけども、ここはちょっと本来の筋からしたら違うよねと私は思います。

再度確認しますけれども、これ補正の今回債務負担、取る金額というのは例年と同じ額だということで解釈してよろしいんですか。

環境課長補佐 今回の額につきましても、ほぼ例年どおりの額で考えております。

以上です。

渡邊委員 ほぼというのがよく分からないですけども、例年どおりと、同じですかと聞いたら、同じか違いますのどちらかだと思うんですよ。

環境課長補佐 今回の額につきましては、通常ですと12か月分の枚数を想定して計上すると

ころではございますが、今回、袋の一新というようなところも加味しまして、少し多めに計上したというところがございますので、そういう意味で、すみません、ほぼという言葉を使ってしまいましたが、数か月分の多めの予算確保をしております。

以上です。

渡邊委員 じゃ作成に要する費用は変わらない、枚数が増えるだけであって、単価自体は変わらないんですよということでよろしいんですか。

環境課長補佐 委員おっしゃるとおり、単価はほぼ変わらないです。

渡邊委員 ほぼなんですか。

環境課長補佐 単価は変わりません。

渡邊委員 分かりました。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時16分)

再開(午前10時18分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例及び議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例は関連があるため一括して議題といたします。

執行部より説明願います。

政策企画課長 政策企画課長の金田です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第42号及び43号をまとめてご説明させていただきます。

議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

記載はございませんが、この条例の概要を申し上げますと、製造業や道路貨物運送業、こん包業、卸売業の業種の企業が工場等を新增設した場合で、雇用人数や資産の取得価格などの基準を満たす場合に、取得した固定資産税の税率を不均一で3年間軽減し、初年度が10分の1、第2年度が4分の1、第3年度分を2分の1に一部軽減するもので、その場合に市の減収分については国の交付税措置によって補填されるというものになってございます。

下の提案理由でございます。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合と定める省令の一部改正に伴い、本条例の適用期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日に2年延長するとともに、字句の修正をするものでございます。

続きまして、次のページには改正文、3ページから5ページが新旧対照表となりまして、6ページの条例の概要をお開き願います。

中段、本則等の第4条からご説明いたします。

右側の改正の概要にあるように、上位法での一部改正に伴い、令和7年3月31日となっている適用期限を令和9年3月31日に改正して、2年延長いたします。

そのほか第2条から第6条まで、それぞれ字句の修正がございまして、「対象設備設置法人」を「対象設備設置者」に、「対象設備」を「特定償却資産」に、「法人」を「者」といった修正をしております。

その下の改正条例附則では、この改正を公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するとしてございます。

続きまして、議案第43号をお願いいたします。

議案第43号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

記載はこちらもございませんが、この条例の概要を申し上げますと、先ほどの議案第42号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例により固定資産税が一部減免された者について、こちらの産業活動の活性化及び雇用機会の創出のために市の独自条例としまして、残りの課税部分をこの条例により課税免除するといったものでございます。

なお、この制度における交付税措置はございません。

下の提案理由でございます。

市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和7年3月31日から令和9年3月31日まで2年延長するとともに、字句の修正をするものでございます。

次ページが改正文、3ページから5ページが新旧対照表になり、6ページの条例の概要をお開き願います。

こちらも本則等の第4条からご説明いたします。

先ほどの条例と同様に令和7年3月31日となっている適用期限を令和9年3月31日に改正して2年延長いたします。

そのほか第2条と第3条、第5条から第7条までにおいて、それぞれ字句の修正がございまして、先ほどの条例と同様に「対象設備設置法人」を「対象設備設置者」に、「対象設備」を「特定償却資産」に、「法人」を「者」といった修正をしております。

その下の改正条例附則におきましても、先ほどの条例と同様に、この改正を公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものとしております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時25分)

再開（午前10時26分）

委員長 再開いたします。

総務課が出席しました。

議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号 那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由でございます。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市の住民基本台帳に登録されていない者、住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番し、その特定個人情報を管理するための住登外者宛名番号管理機能を利用するための所要の改正をするものでございます。

また、那珂市被災住宅復興支援利子補給金交付要綱による利子補給金の支給に関する事務について、事務が終了していることから、市独自に個人番号を利用できる事務から削除するものでございます。

次の2ページからが改正文、飛びまして16ページからが新旧対照表となっておりますが、25ページの概要にてご説明いたします。

本則等の別表第1、第4条関係の個人番号の独自利用ができる事務について、本市の住民基本台帳には登録されていない住登外者についても、市の規則に定めれば宛名番号を用いて管理することを可能とするものでございます。また、那珂市被災住宅復興利子補給金の支給に関する事務が終了していることから、削除するものでございます。

次の別表第2、第6条関係の庁内連携できる事務については、本条例で特定個人情報の庁内連携ができるものとして定めている事務の全てについて、庁内連携できる情報に住登外者の宛名情報として規則で定めるものを追加するものでございます。

次の別表第3、第7条関係の同一の地方公共団体のほかの機関に特定個人情報の提供ができる事務について、事務を処理するために必要な限度で提供できる個人情報として、住登外者宛名情報として、市の規則で定めるものを追加するものでございます。

26ページの改正条例附則では、施行期日を公布の日から施行することとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第40号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第41号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は関連があるため一括して議題とします。

執行部より説明願います。

総務課長 引き続き総務課です。よろしくお願いいたします。

議案第40号と議案第41号は関連がございますので、一緒に説明させていただきます。

まず、議案第40号です。

那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由です。

令和6年5月31日に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成対策推進法の一部を改正する法律に伴い、令和7年10月1日から施行される部分について、条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としましては、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等について、任命権者に対し、制度又は措置の周知並びに意向の確認等の措置を義務づけるものでございます。

2ページからが改正文、4ページからは新旧対照表となっておりますが、8ページの概要にて、主な部分をご説明いたします。

本則等としまして、上から2つ目の第18条の2第1項は、妊娠、出産等をしたことで那珂市職員の育児休業等に関する条例第21条の措置を講ずるに当たって、任命権者に対し、制度又は措置の周知並びに意向の確認等の措置を義務づけることについて新設する

ものでございます。

第18条の2第2項は、前項と同様の措置の義務づけを3歳に満たない子を養育する職員に対しても任命権者に対し義務づけることを新設するものでございます。

下の改正条例附則としまして、第1項は施行期日を10月1日とするものでございます。ただし、経過措置については7月1日から施行するものとしております。

第2項は、その経過措置として、条例の施行日前に3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児等両立支援に資する制度又は措置の周知並びに意向の確認等の措置を講じることができるとするものでございます。

続きまして、議案第41号です。

那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

下の提案理由です。

令和7年1月8日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正概要としましては、育児部分休業が1日につき2時間を超えない範囲内又は1年につき10日間以内の範囲内のいずれかの方法を取ることができるように改正されたことを受け、育児部分休業の承認の方法等について改正するものでございます。

次の2ページからは改正文、4ページから新旧対照表をつけておりますが、9ページの概要により主な部分をご説明いたします。

第18条の2は、上位法の改正に伴い新設された第2号部分休業の1年の期間で10日間以内の範囲で勤務しないことができることについて、承認の方法を定めるものでございます。

第18条の3は、第2号部分休業の期間を1年度の期間とするものでございます。

第18条の4は、職員の勤務時間の別により、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員でそれぞれ時間を定めるものでございます。

10ページでございます。

改正条例附則としまして、第1項は施行期日を10月1日とするものです。第2項は、経過措置として令和7年度における第2号部分休業の時間を、施行期日が10月1日からなので、その関係から半減させる読替えを規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

渡邊委員 今回の2つの条例は、職員の待遇を改善するものだなという認識はしております。

ちょっとこれとは関係があるとは思いますが、ちょっと確認させていただきたいんですが、今、職員の定数というのは、実際の数と比べて、定数に対して実際の数というのがどのようになっているのか教えてもらっていいですか。

職員G長 現在の職員数に関するお問合せかと存じますが、令和7年4月1日時点で現在の職員数は495名でございます。対しまして条例定数は568名だったと記憶しております。条例定数のほうが多いでございます。

以上でございます。

渡邊委員 ありがとうございます。

条例の定数から見ると大分、職員が少なく、少ない人数で一生懸命業務をされているのかなと思います。ただ、いろいろ職員の待遇改善が進む中で、やはり職員の定数……、定数いっぱいまで採るというわけじゃないんですけれども、職員数がちょっと少ないのかな。要は、変な話、職員が少なくなってくれば、その分、1人に対する業務が増えてくる。また、いろいろな制度がきちんとできていく中だとすれば、やはり業務に何かいろいろとしわ寄せが出てくる可能性もあるのかなというふうに感じてしまうんですよ。市民のサービスを考えていく上では、確かに市の支出上、人件費ってやっぱり多くなるのは十分分かるんですが、そうすると逆に正規職員の数が減っていくことによって住民サービスも低下する可能性もあるのかな。やはり正職員じゃなければできない部分もあるでしょうし、そういうところを考えていくと、ある程度の数というのは確保していただきたいなというふうにちょっと私は感じますので、この辺をいろいろと検討していただいて、住民サービスの低下を招かないような職員の数の確保をお願いしたいなと。その上で、職員のこういう待遇改善を進めていただければなと思います。要望も含めての話になります。答弁いただければ。

総務課長 ご意見ありがとうございます。

今現在、那珂市で人材育成確保基本方針というものを定めております。その中で、今の職員数の部分につきましては、今の数を維持していきつつ、今後の人口減少に備えるということもありますので、いつになるか分かりませんが、将来的には職員は減らすべきであるということで今整理をしているところでございます。

ただ一方、今、委員がおっしゃるように、なかなかサービスの低下につながってしまうのではないかなというような懸念もございますので、そのあたりにつきましては、人材の育成という部分でしっかりと対応して、今後の研修等、そういったところでも充実をさせながら、職員の働く環境というのは確保していきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

渡邊委員 今の課長の答弁の中で、人口が減少していくという話がありました。確かにこれ以上人口が増えていくというのはなかなか想定できないと思います。ただ、人口減少が始まったのはここ一、二年じゃなく、しばらく続いてきている中で、業務の量は減ってい

ないんじゃないかなと思うんです。むしろかえって増えているんじゃないかな。要は、住民のニーズもどんどん複雑化してきている、業務もどんどん多様化してきている。その中で、やはり人員を人口が減ったから減らしますよというのはなかなか業務としてどうなのかな。これが例えばA Iとかなんかをフルに活用できて職員が減らせるんだよというのがきちんと検討されているのであれば、これはいいとは思いますが、そこら辺の見通しははっきりとされていない中であれば、その辺をきちんと整理していただいて、今後の職員の数を考えて、検討していただきたいなと思います。これは意見です。大丈夫です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時41分)

再開(午前10時41分)

委員長 再開いたします。

総務課及び関係課が出席しました。

議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第46号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額を下記のとおり決定するため、地方自治法第

96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下の提案理由です。

令和6年4月9日午後6時15分頃、那珂市菅谷地内を走行していた相手方車両が側溝の上を通過したところ、鉄製の蓋が不安定に設置されていたため跳ね上がり、車体の下部を損傷し、その反動で相手方が負傷した事故について、和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお願いします。

1の相手方です。

相手方1は、運転者の個人です。相手方2は、損害賠償請求権代位者の相手方の保険会社となります。

2の事件の概要です。

提案理由の繰り返しになりますが、令和6年4月9日火曜日午後6時15分頃、那珂市菅谷1619番2地先、市道8-0273号を走行していた相手方1の車両が側溝の上を通過したところ、鉄製の蓋が不安定に設置されていたため跳ね上がり、車体の下部を損傷し、その反動で相手方1が負傷しました。相手方2は、相手方1が被った物的損害及び人的損害について、一部を保険金として相手方1へ支払っております。

3の和解の内容です。

(1) 本件に係る過失割合は、市が10割であることを市及び相手方らが確認しております。

(2) 市は、相手方1に対し損害額246万575円、物的損害53万87円及び人的損害193万488円の合計額です。こちらと、相手方2が相手方1に支払った保険金187万6,055円との差額58万4,520円を支払います。

(3) 市は、相手方2に対し、相手方2が相手方1に対して支払った保険金の求償として187万6,055円を支払います。

4の損害賠償額としましては、相手方1が58万4,520円、相手方2が187万6,055円となります。

次の3ページには、事故発生場所の位置図を、その次の4ページには事故発生現場と相手方車両の損傷箇所の写真をつけておりますので、ご確認をいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

桑澤委員 ちょっと職業柄、気になってしまうので、予想されていたと思いますけれども、すみません、確認させてもらってよろしいでしょうか。

まず、この事故に遭った方の、運転者の方というのはご近所に住む方なのか、たまたまここを通った方なのかというのは、どういった方ですかね。

土木課長 こちらの方なんですけれども、住所は杉になります。こちらの方は個人事業主で運送業を始めた方で、市内全域に近いような形で動き回っているという、そういう方になっています。

桑澤委員 であれば、あまりここは通らないような方で、たまたまここを通ったということですかね。そうすると、こういった危険予測的にはなかなか当事者の不注意は取れないという部分でよろしいでしょうかね。それで過失が10割になっているということでしょうかね。

じゃそれはそれで仕方がないにしても、もう一つ、結構けがをされているようですよね。診断書の症状とか全治期間ってどれぐらいだったんですか。

土木課長 こちらの方のけがの状況ということなんですけれども、外傷性頸椎捻挫、俗に言うむち打ちと、あとは腰椎打撲という形になります。あと、こちらの方の通院日数につきましては、通院日数というか、完治するまでにかかった日数が201日ということになっております。

以上です。

桑澤委員 医師の診断書での全治期間は何日と書いてあったんですか。

土木課長 すみません、診断書のほうを今確認しているところなんですけれども、全治期間とまでは、今持っている手持ちのもので書いていなくて、あくまで通院期間の表示だけの診断書となっております。

桑澤委員 ちょっとよく分からないんですけれども、実際に通った日数だけが報告されたということですか。

土木課長 そうです。今回、3か所の病院のほうに通院されていまして、病院ごとの通院日数というのが報告されているところです。

桑澤委員 通常、けがをされた方というと、保険会社的にいえば病院の診断書をご提出いただいて、診断書の内容を踏まえ通院日数の、それが妥当性があるものなのかどうかも当然見ていく形になるかと思うんですけれども、診断書を取られていないとなると、これはどういう基準で、これもう言われたままの日数を払うということでしょうか。

土木課長 こちらについては、診断書という形ではなくて、請求書の明細書のほうというものを各病院のほうから頂いております。診断書と併せて通院の請求書というのを頂いているところです。

桑澤委員 通常、診断書というのは医師の所見が書いてあって、今、頸椎捻挫と何かありましたよね、腰椎打撲でしたっけ。それに関して書いてあるのと、全治見込み何日とか、そういったものが必ず書かれているはずなんですけれども、それは何日と書いてあるんですか。

土木課長 すみません、今、診断書を手元にあるもので確認しているんですが、こちらのほうで見ますと、現在治療中という言葉は載ってはきているんですが、何日に完治予定というのは表現されていない診断書になっております。

桑澤委員 そうしますと、どういう基準で示談に望まれるのか、そこはちょっと通常考えにくい部分であると思うんですけれども。通常、どの程度のけがか、通院日数も踏まえ、示談交渉していくかと思うんですけれども、必ずこの手の保険屋というのは、目に見えないけがですので、事故状況とかですね、これ当然そんなにスピードが出ない場所だと思えるんですね。かなりゆっくり走っている場所だと思えるですよ、状況的に。道路も狭いですしね。当然、跳ね上がって、ばんとなって車両の下部が損傷して、修理代に関しては、今、修理代も高騰しておりますので、これぐらいかかっても致し方ないのかなという部分があるんですけれども、けがに関してはかなり高額な金額をお支払いされている気がいたします。それでいて、全治とか医師の診断内容というものがあまりにもちょっとずさんな対応に感じてしまうんですけれども、言われた日数、通われた日数だけ全部そのまま認めてお支払いすると、当然この金額になるんだろうなと思うんですが、本当にその対応でよかったのかというのはちょっと疑問なんですけれども。本当にこの診断書というのは、今回も、毎回毎回取られているわけではないのでしょうか。

土木課長 診断書については毎回もらっております。その中で、やっぱり通常、全治何か月とかあるのかと思うんですけれども、今回についてはあくまで治療中という表現がありまして、10月26日に治療が中止になりましたという表現は載っております。

以上です。

桑澤委員 ちょっとそうするとですね、じゃ何をもって、この通院の妥当性があるものなのかをご判断されたのかなというのが疑問なんですけれども、もし診断書に記載されていないのであれば、病院に直接確認する方法もあるかと思うんですよね。医師にその方の症状、実際の全治見込み期間、口頭でも確認できるかと思うんですが、そういったことはされたんですか。

土木課長 そちらについては、市役所のほうから直接病院のほうに問合せをするという形は取っておりません。ただ、今回、うちのほうで加入している保険会社のほうでその辺についての調査はやっていただいているということです。

以上です。

桑澤委員 じゃその保険会社の調査というのは、確認していただいたということなんですか、その治療日数とか全治期間とか、この金額が妥当性があるというのは確認してもらったということですか。

土木課長 そのとおりです。

桑澤委員 だとしたら、ちょっとその保険会社どうかと思うんですけれども。これ保険会社が払っているわけじゃないですよ、市が払っていますよね。要は自動車同士の事故じゃ

ないですから、自動車保険会社が払っているわけじゃなくて、完全にこれ市の賠償としてお支払いするわけですね。当然、交渉しなければいけないのは市のご担当だと思います。過失交渉するのは、通常であれば保険会社が絡んでいただければ、保険会社同士で過失交渉とかも含めやっていただけるかと思いますが、このケースでいくと、大変な交渉になると思いますけれども、市のご担当の方が直接やるという。ただ、アドバイスだけはそういった形でもらったということなんでしょうけれども。そのアドバイスの中に、そういったアドバイスがなかったんですね。

土木課長 その辺の交渉については、当然アドバイスをいただいた中でやっていたということにはなるんですけれども、最終的には、その病院の診断書の妥当性とか、その辺については正直、職員で判断するのは難しいということで、最終的には保険会社のほうの判断を仰いだという形になっております。

桑澤委員 ちょっと大変な過失交渉であったんだろうなというのは想像するわけですが、金額が金額だけに、やはりここは慎重に、その妥当性があるものなのか判断いただきたい。そこは、お支払いするに当たっても、何でもかんでも請求されたものを払ってしまっていては、こういうことになっちゃうのかなと。通常であれば、正直いってこの事故でこれだけお支払いするというのは、保険会社としてはあり得ない金額かなと思います。事故の状況も私見しているわけじゃないので、分かりませんが、この道路状況と事故の関連ですね。この跳ね上がりで車の底が傷つくぐらいの、多分、時速的には20キロ程度かなと。通常、そうすると、これだけのけがをするというのは、自転車でもあり得ないかなと思います。

なので、しっかりとこういったケースが今後なきにしもあらずかと思しますので、お支払いするに当たって、けがの部分に関しては本当に妥当性のあるお支払いをしていただかないと、こういったことがどんどん続いていってしまうんじゃないかなという懸念がありますので、私の質問はこれで終わりにしたいと思います。

以上です。

渡邊委員 すみません、私のほうからも質問させていただきたいんですけれども、ちょうど1年ちょっと前の事故だったと思います。本年度、補償に絡むような、要は陥没とかその辺のものが非常に多く発生していたのかなというふうに、ここ最近よく出てきますので、思います。この1年、これだけ大きい事故があったんで、この1年の間にパトロールや何か、点検というのはどのぐらい実施されたのかちょっと教えてもらっていいですか。

土木課長 パトロールについてなんですけれども、一応、週1回ずつで月4回、地区ごとで実施しておりますので、那珂市全域パトロールが終わるのは2か月で全部見終わるよという形で実施しております。

ただ、全域回るというのはなかなか厳しいところなんで、幹線道路をメインにという形でやっておりますので、見逃している部分も若干出ているかとは思いますが。

渡邊委員 幹線道路を中心にやられるというのは、交通量が多いからということは通るんですが、今回いろんな補償のほうで話が来ているのは、ほとんど生活用道路ばかりだったかなと思います。ぜひ幹線道路だけではなく、ある程度、大変なのは重々分かるんですけども、今のだと結構小まめに幹線道路は見ていますので、その合間を縫ってでもいいから、できれば生活用道路の確認をしていただいて、今までは物的損害だけで済んだんですけども、これは本当に人的損害まで発生していますので。私も記憶していると、やっぱり側溝の蓋を跳ね上げてというのでけがをするのが何か過去にもあったような記憶もしておりますので、そういうところを含めてパトロールのほうをしていただくということと、これ多分、土木課だけでは人的に不可能なのかなと思いますんで、建設部として、部長の考えを聞かせていただきながらも、ぜひ部を挙げてパトロール等、事故防止を努めていただきたいなと思いますので、ぜひ考え方を聞かせていただければと思います。

建設部長 ご意見いろいろありがとうございました。

土木課でもそういうパトロールはやっていますから、それに含めて生活道路的なところ、狭いところ、そういうのを含めて細かいところまで目を光らせてやっていきたいというふうには考えております。

あとは、建設的にも周知はいろいろしているんですけども、そういう中でいろんなところ、細かいところまでというのはふだんからもお願いはしているところなんですけれども、行き届かないところもありますんで、もう一度きちんとお伝えをしながら、こういう事故がないようにやっていきたいとは思っています。よろしくお願いします。

渡邊委員 ちょっと答弁と私の質問が違ったような気がするんですけども、部を挙げてという話をさせてもらったと思うんですよ。要は土木課だけでは人的に回り切れないんで、今現在でもこういう事故が起きているんですよ。であれば、建設部を挙げて、都市計画課と共同しながら、そういうような采配を振ってくださいというお願いをしたつもりだったんですが、ぜひその辺をよろしくお願いいたします。

建設部長 すみません。部を挙げてという、それはその辺をしっかりとやっていきたいと思えますんで、よろしくお願いします。

副委員長 すみません、私からも何点かお聞きしたいと思えます。

まず、この道路、ページ数で4ページを見ると、狭い道路ですけども、この側溝の上を車が走ってよろしいんでしょうかというのがまず私疑問に思うんですけども、きちんと道路があるところを走って事故を起こすなら分かるんですけども、側溝の上というのは走っちゃいけないのかなと、私らは運転していて、いつもそう思って認識しているんですけども、その点についてどう思っていますか。

土木課長 こちらの側溝についてなんですけれども、基本的には車が乗っても大丈夫な車道用の側溝ということで敷設してあるんで、車が通行することは可能となります。多分、当

時あそこのショッピングセンターの開発をやったときに入れた側溝という形にはなってはいらんですけれども、基本的には車に乗ることを制限しているものではありません。

以上です。

副委員長 基本的に車が走って、今そういう制限しておりますよね。でも、走って実際その車を、走って事故を起こしているわけですよね。それが10・0ってちょっとおかしいんじゃないかなと私個人的には思ってしまうんですね。やはり運転手にも過失的なものはあるのかなと思いますけれども、そこが10・0ということでの今回支払いしたと。でも、道路についても、1年前にこの事故が起きているわけですが、ここの改善等を実際行ったのか。ここに鉄板の板が今も蓋してあるのか、それともそこはきちんとしたコンクリートの蓋でしてあるのか、ちょっとそこを確認させてください。

土木課長 現地のほうなんですけれども、もともと縞鋼板という形であったんですけれども、これがやっぱり永久にもつものではないので、今現在はそれを外しまして、コンクリートの蓋で修繕のほうをかけております。

副委員長 ということは、これからはそこはそういう蓋が持ち上がるということはありませんかと思うんですけれども、極力、車が走らないように、その上に乗らないような改良をしていただければと思います。道路もちょっと狭いですが、使う方も少なければ拡幅工事もする必要もないかと思うんですけれども、やはり乗る方に対しては注意をしていただけるような看板でも何でも上げていただかないと、全部が全部、市が負担するようになってしまっただけは大変かと思えますし、あと最近こういう事故が多いので、本来ならば、私ら個人だと、保険会社に払う、事故をやると点数が下がってきて、保険料も上がってしまうというのが現実なんですけれども、市のほうではそういうことはないのでしょうか、確認させてください。

総務G長 保険料については、事故が発生したことによって保険料が高くなるということはありません。

副委員長 じゃ車の事故でも保険料は上がらないんですね。私らは点数が上がってしまうので、だんだん支払いが増えたりするときもあるんですけれども、市の場合はそれが無いということなんですか。

総務G長 委員がおっしゃられているのは、公用車の場合ということですかね。公用車の場合の保険のほうも加入しておりますが、そちらについても事故を起こしたから保険料が値上がりするということはありません。

副委員長 分かりました。

保険料は上がらないということで安心して乗れるようになってしまうかもしれませんが、ただ、やはりここは注意していただきたい。保険料が上がらないから大丈夫だとかそういうのじゃなくて、きちんと安全運転をしていただきたいと、そこは思います。今回の事案とは違いますけれども、そこも含めてお願いしておきます。

以上です。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

補足ですけれども、道路に穴が空いております。那珂自動車学校に抜ける、あの道路のところです。佐藤銘木の前にこのぐらいの穴が空いております。

（「修繕済みです」と呼ぶ声あり）

委員長 そうですか、ありがとうございます。

質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時08分）

委員長 再開します。

税務課が出席しました。

議案第36号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の関です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案第36号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり那珂市税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を得るものでございます。

3ページと4ページにつきましては、条例の改正文を記載しております。5ページから13ページまで、こちらは新旧対照表でございます。14ページと15ページにつきましては、改正条例の概要となっております。

16ページをお願いいたします。

議案第36号の説明資料を作成いたしましたので、こちらのほうでご説明をいたします。改正の理由です。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

2番の主な改正の内容でございます。

(1) 軽自動車税、アになります。種別割の税率区分の見直しについてでございますが、原動機付自転車のうち2輪のもので、排気量が50ccを超え125cc以下でかつ最高出力が4キロワット以下のもの、これは新基準原付というものになりますが、軽自動車税の種別割の税額が2,000円が追加されました。新基準原付の課税の標識、いわゆるナンバープレートにつきましては、排気量50cc以下の原動機付自転車と同様、白色のものが交付されるものになります。イ、減免申請等手続についてでございますが、減免申請手続の運転免許証の提示につきましては、マイナンバーカードと運転免許証及び運転経歴書の一体化、こちらはマイナ免許証の開始に伴い、マイナ免許証の提示でも申請手続が可能となるものでございます。

(2) 固定資産税でございます。新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてということで、特定マンションに係る特例については、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できるとするものを新設するものでございます。これまでは所有者が必要書類を添えて申告する必要がございましたが、改正後は管理者などがきちんと書類を出して要件を満たしていれば、申告がなくても減額を受けられるようになりました。

(3) その他の改正につきましては、法令の改正などに伴いましてずれてしまった項の番号を修正するものでございます。

(4) 経過措置。経過措置につきましては、今回の改正は令和7年度以降の課税に対して適用されます。令和6年度分までの課税につきましては、改正前のルールで処理されることになります。

大きな3番、経過等につきましては、ご覧のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり議案第36号は承認すべきものと決定しました。

続きまして、議案第37号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

執行部より説明を願います。

税務課長 議案書1ページをお開きください。

議案第37号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページにつきましては条例の改正文、4ページから6ページにつきましては新旧の対照表でございます。

7ページをお願いいたします。

那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由でございますが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市都市計画条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、法令の改正などに伴いずれてしまった項の順番を改正するものでございます。条例の内容や税の仕組み自体が変わるものではございません。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

経過措置につきましては、今回の改正は令和7年度以降の課税に対して適用されるものでございます。令和6年度までの課税につきましては、改正前のルールで処理されるものになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（なし）

委員長 討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり承認すべきものと決定しました。

暫時休憩します。執行部は入替えをお願いいたします。

以上で、付託された執行部提出案件の審議は全て終了しました。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。再開を11時25分といたします。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時25分）

委員長 再開いたします。

視察の振り返りについてを議題といたします。

当委員会の調査事項、移住定住・人口減少対策について及び公共施設マネジメント計画について、5月26日、27日に新潟県糸魚川市及び長野県長野市に視察を行いました。両自治体とも様々な取組をされておりました。

まず、調査事項、移住定住・人口減少対策について、委員の皆様より視察を振り返って今後どのような内容をしに提案、要望をしていけばよいか皆様のご意見を頂戴したいと思います。

桑澤委員 ご指名ありがとうございます。

移住定住について、糸魚川市に行ってきましたけれども、基本的にこれまでの調査してきた中で感じたことといたしましては、何で移住したかとか、何で那珂市から離れてしまったのかというところを考えたときに、やっぱり移住してもらえる方って大体、もともと地元で、大学とか社会人とかで東京都に例えば行っていたとかで、結婚して、その後またふるさとに戻ってくるかみたいな方のほうが何か圧倒的に多いような状況だったという記憶があるんですけれども、そうすると、なかなか結局、移住定住策というのが、定住策は重要だと思うんですけれども、移住のいろんな施策というのは、Uターンの方をやっぱり主にターゲットにするべきなのかなと。だから、むしろあまり那珂市のことを知らない人が那珂市にぽんと移住するかというと、かなりのハードルが高いような気がして、そこに要は力を入れるよりも、もう少し政策のバランスを変えたほうがいいんじゃないかなという感想を持ちました。それが移住策のところで感じたところでございます。

公共施設マネジメントも言ったほうがいいですか。

委員長 いや、いいですよ。

桑澤委員 取りあえず、じゃ。

渡邊委員 私も桑澤委員と同じような考えなんですけれども、糸魚川市のほうは、那珂市と違っていろいろな産業、工業的なものが結構あるところで、やはり人口減少対策が必要な

ので、那珂市は結局そういう産業がないところなので、ちょっと条件は違うかもしれないんですけど、さきほど桑澤委員がおっしゃったと思うんですけども、移住者をこの那珂市に呼ぶのには、那珂市に働く場所がなければ難しいのかなというのが一つ。それもやっぱり地元の雇用が中心になってしまえば、当然、移住者って呼び込めませんので、じゃ移住者を呼び込むにはどうしたらいいかと考えると、那珂市でもできるような仕事、籍は東京都にあっても、那珂市に住んでいても大丈夫なんだよね、最近テレワークやなんかもいろいろと発達してきているんですけども。そういうのがほかのところに比べて特異的なもの、要はここにいると通信速度が非常に速いですよとか、そういうようなものは、条件が整備されているのであれば、もしかしたら那珂市の移住策としても使えるのかなと。

今、シェアオフィスみたいなところでやっていますけれども、さらにそれを拡大してやるのも一つの方法かなと思うんですが、これも必ずできるものではないでしょうし、または企業にむしろ出向いて行って、那珂市はこういうものがあるんで、住んでいただくのもどうですかねという直接的なPRもありなのかな。そうしないとなかなか那珂市の知名度も上がっていかないでしょうし、那珂市を選んでもらえるということも難しい。そういうところが、なかなかまとまった答えになっていないんですけども、そういうところを含めた施策の展開も必要なのかなというふうには感じました。

以上です。

萩谷委員 今の桑澤委員と渡邊委員からあったものもありかなと。そういうことかなとは思いますが、雇用の場所がないというのは当然、企業も来てもらえないという状況であると思うんですが、ただ、那珂市のよさというのは、一つは住みやすさ、災害も少ない、高台で。もう一つは、あと、企業がなくても水戸市とかひたちなか市、東海村、周りに勤め先があるわけですね。そういうところでPRというかアピールしていく。どこでも近いところに勤められます、勤めている人も来てくださいねということも言えるんじゃないかなとは思っていますよね。だから、立地条件のよさを、特に那珂市の場合PR、アピールしていくというのもありかなと思うし、確かに桑澤委員が言ったように、もともとここに住んでいた人が東京都とか大学に行って戻ってくるとかというパターンが多いかもしれませんが、でも、いずれにしてもどの市町村、苦勞しているのがこの人口減少というものですよね。それは難しいとは思いますが、やっぱりできるだけ執行部が那珂市のよさをPRして、勤め場所も、どこに勤めてでもあれですよというように、特に重点を置いたほうがいいのかなと思うし、何やっても大変だとは思いますが、そういうのをやっぱりもっともっと執行部にPRしてもらえるように提言していくという方法もあるのかなと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

じゃ私から、すみません。今の萩谷委員のおっしゃったように、確かに那珂市はベッドタウン的な存在。水戸市、ひたちなか市、働くところの居住区になるような場所であり。ただ、それをどこでも住めるということではなくて、よその市から差異をつけるには、やはり子育て支援並びに、違う市では大学生なんかの奨学金を肩代わりするような市もあります。ただ、那珂市の人口と税収を考えますと、財政的なものも多々あって、一概にはそれをやるということは、ちょっと財政逼迫するということもありますので、もっと違ったようなやり方で、補填をしていったり、そういうところをやっていくことを考えていかなくてはならない。

また、この間も一般質問でも出ておりましたけれども、空き家対策があって、その空き家を利用して、住んでいただく方には税金面をちょっと控除したり、免除したりというところも、いろんなことを考えていく。そういう面では、あるものを利用して魅力アップ、宣伝していくようなことをいろいろ皆さんで話し合いながら考えていく、そういうものを提案していくというのも一つの手ではないかなと思っております。まんまるその空いているものをそのまま置いて税金で払っているというよりも利活用する。そういう部分のところを、よその市とは違ったような活用の仕方でのアピールしていくのも大事なかなと思います。

木野委員 那珂市と糸魚川市の地域的なところもね、全然やっぱり違うと思うんですね。那珂市って、やっぱり平たんな台地で、どこへ行ってもそんなに距離もないですし、糸魚川市って、この前の資料を見ても、本当に山だよね。結構大変なところなのかなって。そんな中でも、やっぱり特産品のヒスイとかあって、そういう点でも本当に那珂市とは全然違うのかな。また、先ほど桑澤委員とか渡邊委員も言っていましたけれども、大きい企業があるというのはかなり違うのかなという。働くところがあれば、本当に人が来るので違うし、また、この平たんな台地で、萩谷委員と委員長も言っていましたけれども、ひたちなか市と水戸市に近いという部分では、本当に立地条件もいいんだけど、何か特徴がないと人はなかなか来てもらえないのかなというのは感じました。

ただ、本当にほかへ行って、那珂市のいいところがよく分かったのかなと感じました。そういった部分で、やっぱり那珂市のいいところをアピールできるように移住定住もしていったほうがいいのかなと私も思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

副委員長 何か最後になってしまいましたけれども、糸魚川市と那珂市を比べたときに、糸魚川市は人口が約3万8,000人、那珂市より小さいですけれども、ただ、あの市は大型企業が進出しているということで、勤める場所はあると。ただ、立地条件の中にいわゆる新潟県でも新潟市、県庁所在地とは大分距離がある。そのためにほかの県のほうに皆さんが生活圏を持っているという話を聞かせていただきましたけれども、那珂市はじゃどう

かという、那珂市は大型企業というのは、もう近隣のひたちなか市にありますし、水戸市にも企業がある。そういう中でこの那珂市はどういう位置づけにすればいいかなと思ったら、やはりベッドタウンの方向性も一つじゃないかなと思います。その中で、やはり若者が定住する場所としては、ここにもっと子育ての環境づくりをしていくことが一番これからの人口定住も増やすことが可能かなと思います。特に今回一般質問でもあった駅、那珂市には水郡線の中に駅もたくさんあるし。ですから、どこからも通勤、通学ができる環境というのもありますから、もっと子育てができる環境をつくることによって、若者が定住してくれるのかなという期待を持てるかなと思います。そのためにはやはり、那珂市で子育てしようと思った方がほかへ行ってしまうというのも増えていきますので、それを止める政策をきちんとしていくことが一番大事かなということで感じさせていただきました。

内容については、これから皆さんと色々な意見を出しながら提案していけばいいのかなと思いますけれども、やはり那珂市としては若者の定住できるような子育て支援に力を入れていただきたいと私は思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

渡邊委員 皆さんのちょっと話を聞いていて思ったんですけども、要は移住定住者をどこの世代をターゲットにするかによってまた大きく変わるのかな。例えば空き家を使って人を呼び込むというふうにした場合でも、働いている若い世代が来るのか、それとも東京都辺りに住んでいて、第二の人生としてここを選ぶのかによって、大きく変わってくるのかな。市としても変わってくるでしょうし。若い世代をやっぱり呼び込むなってくれば、先ほどの、副委員長もおっしゃいましたけれども、子育て支援とか、そういうものを充実させた上で、企業、働く場所も必要だよというところになってくると思うんですよね。

糸魚川市がやはり人が伸びているという一つの要因というのは、新幹線があるのかなと。変な話、東京都まで2時間ぐらいで通えるような。那珂市でも水郡線と常磐線を使えば2時間ぐらいでは都内まで行けるのかな。あとはバスを使えば1時間半あれば行けるかなというところなので、そこをどううまくアピールしながら活用していくかというところで、もしかしたら東京都辺りからも移住定住者を呼び込むことも可能になってくる。そういうところを含めた上で大きく検討するべきなのかなと、ちょっと今、皆さんの意見を聞きながら感じてしまったところです。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。今いろいろご意見等を頂戴いただきましたが、このご意見をまとめて要望書として提出するのか、ほかにもまた、先ほど渡邊委員がおっしゃったように若

い世代をターゲットにするのか、それかシニア世代をターゲットにするのか。その辺のところをもうちょっと調査をしてから意見をまとめていったほうがいいのか、どちらがよろしいでしょうかね。10月頃には提出したいと思っております。

（複数発言あり）

委員長 それでは、もうちょっと若い世代にターゲットを当てたところで、ちょっと調査をしていしましょうか。それでまだ時間ありますので、それで調査をしていきまして、10月頃までにまとめて要望書ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、公共施設マネジメント計画について、今後どのような市に要望するのか、またご意見等を頂戴したいと思います。

桑澤委員 ありがとうございます。

長野市で公共施設マネジメントの様々ないろいろな政策を教えてくださいましたけれども、ちょっと印象に残ったのは、公共施設マネジメントの内容だけで情報誌を出してしましたよね。あれ結構すごいなと思って、結局、市民にやっぱり情報提供というか、施設にこれだけお金かかっているとか、これぐらいの今年数で、耐用年数はこれぐらいなんだというような情報提供もしていったほうが住民の理解というか、そういったものも含めて、いきなりこれ壊すんだよとか、これをくつつけるんだよとかいう唐突な感じよりも、ある程度いろんな情報発信をこのマネジメント計画の中でも市民に知らせていくこともいいことなのかなというのが一つ印象に残りました。

あとは、いろいろ那珂市だけで、例えば一つの施設を維持していくというのもなかなか難しい状況になってくるかと思いますので、隣の市町村と連携して、例えば何か、資料館でもいいですけども、そういったものも、那珂市と常陸太田市、常陸大宮市で一つ、共同で設置するとか、そういったことで共同施設の共同利用というんですかね、そういったものもやっていく必要があるのかなというところが2点目です。

最後、もう一点目が民間の活用。これはいろいろやっていたけれども、PPPとかPFIですかね、ちょっと横文字ですけども、ああいう活用もやっておりました長野市の例も踏まえて、そういったところも民間にどういう施設をどう利用してもらうかというところもいろいろ今後検討していく必要があるのかなというところで、その3点を挙げさせていただきました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

木野委員 長野市は人口も多いので、またうちの那珂市とは違うのかなとは感じました。やっぱりすごいなと思ったのは、施設マネジメントチームというね、庁内にこういうものがあるということ自体がすごくて、そうすれば、この頂いた資料に基づくと、かなり細かく分析されているので、那珂市もこういうふうに分析ができればいいのかなというふうなのをすごく感じました。

あとは、やっぱりさっき桑澤委員も言っていましたけれども、こういうニュースレターというのを出しているから、逆に那珂市の場合は、ここまではできなくても、今、広報なかが月2回出ていますから、その中で紹介してもらおうと、また少しは違ってくるのかなと。やっぱり若い人たちはみんなホームページとかネットでできますけれども、どうしても高齢の方々は紙媒体のほうが。そして広報なかだと各ふれセンとかここの本庁、支所とかにもありますから、そういった利用できるように少しちょっと市のほうにも要望したほうがいいのかなというのは感じました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

副委員長 長野市と那珂市、やはり先ほども言いましたけれども、比べると、人口がもうはるかに規模が大きいという中で、ただ、長野市の公共施設、規模が大きいだけのたくさんの施設を抱えているということが、大変な課題になって、維持管理も大変かなという、そういうときに、やはり民間の手法や知恵、ノウハウをいただきながら管理していくことをやっているというのが一番、これからもどこの市でもこれは必要かなと思います。那珂市だって、維持管理をするのには、これから公共施設、大変な時期になってきますから、そこを民間をうまく取り入れて、民間を取り入れることによつての維持管理、整備をしていくというのも必要かなということを感じさせていただきました。

また先ほど桑澤委員も言ったように、やはりもう公共施設も単独で持つ時代じゃなくなってきたのかなと思いますし、最近では、もう例でいうと水戸市のアダストリアみとアリーナ、大きいスポーツの施設や、常陸太田市でも今造っていますけれども、そういう施設が身近にあれば、そこを使って利用する。その代わり那珂市には那珂市の、また皆さんが集まれるようなものを持つ、そういう中で、広域的な施設の管理をしていったほうが少しでも負担も減ってくるのかなというのを感じています。

そういうことで、この民間企業、それをどんどん取り入れながら施設を管理していくことが大事かなと思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

渡邊委員 私は長野市に行きまして、公共施設マネジメントを見た感想なんですけれども、マネジメント計画自体は那珂市と変わらないかと、考え方としてはですね。ということは、あとはどうやるかというところなのかなと。同じような計画はもうつくられているので、そこはもう計画自体は問題ないよ。あとはどう実行していくかで、やはり長野市は、先ほど木野委員もおっしゃいましたけれども、専門のセクションをつくって、あと、予算もやっぱりその専門のセクションのほうで査定をして、別枠で確保しているというような話もありましたので、やはりそれ前に常総市なんかも同じようなでしたよね、ことをしていたということなので、先進しているところはお金をきちんと確保して、どう維持

管理をしていくか。要、不要も含めてきちんと吟味をしていくかというのが、そこが進んでいるところなのかなと。

計画自体は同じようにつくられているんで、那珂市はそこは問題ないと思いますので、あとは担当セクションのほうでいろいろと考えていただいて、那珂市のほうのマネジメントをどう進めていくかに特化した形でやっていただければなど。そこが強く感じたところです。

以上です。

萩谷委員 もう私は言うことはないですね、各委員から出ましたから。ただね、一つ、桑澤委員が言った、市民の皆さんに告知するというか、通知するというか、そういうのをね、こういう訳でこのくらいだったと、例えば。こういう訳で例えば解体するという、みたいなことが分かる。また維持管理していく理由が分かるとかいう形で、木野委員も言ったように、やっぱりそういう知らせるというのは理解を得るためにはいいのかなと思うし、また、渡邊委員が言ったように、那珂市がやっている計画が決して間違っているということじゃないと思うので、皆さんが言ったような形で提言していくのがいいのかな。ただ、難しいところはあると思いますけれども。まず知らせる、市民の皆さんにご理解いただくと。瓜連支所の問題でもありますし、そういうことが案外大きなことかもしれませんと思っています。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

確かにこの間、長野市を見てまいりまして、長野市も随分の広域合併を繰り返している市ですので、人口も多いです。ただし、山間部のほうは本当にもう寂れて人のいないようなところもあるようでございます。ただ、先ほど渡邊委員もおっしゃったように、そのセクションを設けて、それで予算を取って、それでその地区に合ったような、どういうふうにしていったらいいのかということをタウン誌も出して周知をしながら皆さんの意見を聞いているというところは、やはり見習うべきところだとは思っております。

ただ、那珂市の財政力で、そのタウン誌を出すというよりも、先ほど木野委員がおっしゃったように、広報のところの一部をもらって、そこでそういうものを周知していくというのが大事な事かなとは思っております。

人口は、やはりどこでも減っていくということで、公共施設等をどういうふうに維持していったらいいのか、またそれが公金だけで賄っていけるのか。それで民間を入れてどういうふうにやっていくのかということは、これからの喫緊の課題だと思っております。ただ、桑澤委員がおっしゃったように、広域で、例えば施設を共有して、そこで皆さんでお金を出しながら、それでやっていくような、そういう考え方というものも非常に斬新で確かなものだとは思っております。持っているものを皆さんに活用していただいて、どういうふうにやっていったらいいのか。

先ほども、今、那珂市の中でも出ておりますけれども、施設のこれからの使用の仕方。一つ庁舎を取っても、それだけたくさんの皆さんの関心度が高いというところで、市民に理解をいただきながら、これから市に要望していきたいと思います。

ただ、この先、公共施設マネジメントの調査をこれからまた継続していくのか。まだ市内では見えていない場所もありますので、一応それを8月の盆明けあたりに、場所を組んで視察をしたいと思っております。それで取りまとめながら、それも10月ぐらいにまた市のほうに要望したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議員と語ろう会を議題といたします。

今年度の議員と語ろう会ですが、まず、来月10日に女性消防分団員と消防分団としての活動で感じたことをテーマに実施したいと思っております。詳しい詳細は、後日、改めてラインワークスで周知をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、台南市訪問についてを協議いたします。

10月16日から21日の中で3泊4日で予定しております。この間ということでございます。総務生活常任委員会からの出席者2名を選考いたしますが、台南市訪問の参加は、一応、私と木野委員、各委員会から2人、それで6人出して、それで3年で皆さん行くということになっておりますので、委員長の私と木野委員ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 よろしくお願い申し上げます。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上で、総務生活常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございます。

閉会（午前11時53分）

令和7年7月25日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小池 正夫